

小清水町活性化センター（「道の駅」はなやか小清水）指定管理者募集に係る質問回答表

質問区分	質疑内容	回答
営業時間に関すること	<p>9時～19時と決められていますが、その根拠を教えてください。</p> <p>繁忙期は妥当だと思いますが、閑散期の冬（11, 12, 1, 2, 3）はもう少し早く閉店することは出来ないでしょうか。</p>	<p>本施設はJR駅舎でもあることから、これまでのニーズを受け、要項に記載の開館時間とさせていただいております。</p> <p>ただし、近年の閑散期における利用者数は月平均1万人でもあり運営の状況によっては、閑散期における開館時間の短縮も協議しなければならないことも想定はしておりますが、まずは自主事業の実施による利用者の増加も含めご検討いただければと思います。</p>
備品整備に関すること	<p>備品を増やす際に、電力が必要な備品（冷凍冷蔵ストッカーなど）の電気代はどのようになりますか</p>	<p>これまでの使用量及び4月1日以降の時間延長を考慮し指定管理料として電気料、燃料費、水道料、農業集落排水使用料と機能維持に必要となる保守点検業務費を定額で指定管理期間中お支払いします。よって、新たに整備される設備等に関する電気料等の追加支払はございません。</p>
利用許可等に関すること	<p>利用料の徴収とありますが、具体的に利用料とは何に対しての利用料ですか。</p>	<p>施設内において、売店等で利用許可をする場合、条例において月額660円/㎡の使用料（利用料）を徴収することとなっております。</p> <p>指定管理制度導入後は、指定管理者が第三者に対して施設内の一部を利用させる場合、この利用料を徴収することとなり、指定管理者の収益とすることが出来ます。</p>
経費に関すること	<p>消耗品費の内訳を頂きたいです。</p> <p>特別清掃業務委託料の内容、環境整備業務委託料の内容を教えてください。</p>	<p>トイレ用品や施設周りの整備用品（除草剤など）、蛍光灯などの設備用消耗品、清掃用消耗品などです。</p> <p>これまで町が本施設を運営していた際には、ガラス清掃や床清掃、公園の管理を業務委託で行っておりました。</p> <p>その際にかかる経費を参考資料2に載せておりますので、試算の参考数値としてご活用願います。</p> <p>業務内容としては、特別清掃業務は、床面の洗浄・剥離清掃、ガラス清掃、照明器具清掃、天井・柱清掃、便器類清掃等となっており、環境整備業務は、公園・駐車場の草刈、花壇管理（植付、除草、撤去）、ハマナス花壇管理であります。</p>